

改正案	現行
<p>（機構の会員となる手続）</p> <p>第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下この条において「外国銀行支店」という。）の場合にあつては同項の規定により当該外国銀行支店の取締役とみなされた者、法第二条第三号及び第四号に掲げる者の場合にあつては理事及び監事）の氏名</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（機構の会員となる手続）</p> <p>第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては取締役及び執行役、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店（以下この条において「外国銀行支店」という。）の場合にあつては同項の規定により当該外国銀行支店の取締役とみなされた者、法第二条第三号及び第四号に掲げる者の場合にあつては理事及び監事）の氏名</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>